

Title	佐野政言切腹余話
Sub Title	An episod on the life of Sano Zenzaemon (佐野善左衛門)
Author	山田, 忠雄(Yamada, Tadao)
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.4 (1988. 3) ,p.21(533)- 35(547)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880300-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

佐野政言切腹余話

山田忠雄

所大目付松平对馬守善左工門組留候目付立会
為負候ニ付取押蕪鉄之間小部屋江入置之、

天明四年三月二十四日、江戸城中において新番士佐野善左衛門政言による若年寄田沼山城守意知又傷事件が起きた。

この事件について、幕府の公的な日記『柳営日次記』(年録・天明四年三月四月五月・十一) 天明四甲辰年三月二十四日の条には、つぎのように事実だけが記録されている(便宜上、適宜、読点をつけた)。

廿四日(中略)

一午中刻新御番蟻川相横守組佐野善左衛門

老中水野出羽守退出相濟若年寄退出之節

若年寄中退出之砌田沼山城守江切付手疵

佐野政言切腹余話

一右善左衛門義田沼山城守手疵為負候ニ付揚り座敷江可差遣旨主殿頭依指図於番所前溜大目付牧野大隅守町奉行曲渕甲斐守御目付柳生主膳正石見守申渡之、蕪鉄之間於小部屋当番御目付伊藤伊セ守安藤郷右衛門立合善左衛門儀右三人江引渡被仰之趣善左衛門江大隅守甲斐守主膳正立合大隅守申渡之、(『柳営日次記』天明四甲辰年三月廿四日の条)国立公文書館内閣文庫。『浚明院殿御実紀』卷五十、『徳川実紀』第十篇七四六頁参照)。

この事件について、大目付大屋明薫・町奉行曲渕景漸・目付山川貞幹の三人が佐野政言の吟味に当たったが、彼

らは後日、大目付・町奉行・目付立合裁判によって、政言に判決の申渡しをしている。吟味に当った大屋・曲淵・山川の三人は、佐野政言を伝馬町の牢屋敷（すでに事件直後、田沼意次の指図により揚座敷入りしていた）から評定所へ呼び出して尋問した。

今を時めく老中田沼主殿頭意次の嫡男であり、その後継者として人々の注目を浴びていた若年寄田沼山城守意知が江戸城中で刃傷された。彼は手当てが遅れ、その疵がもとで落命にいたったのが真相で、実は佐野政言の刃傷そのもので落命したわけではない。しかし意知の死去が公表され、前例にもとづき在牢中の政言の扱いが確定した。

意知の死が、田沼政治に大きな影響を及ぼしたことは、まずまちがいない。だからこそさまざま噂が流れ飛び、世人は刃傷の背景を知ろうと必死になったのだ。つぎの話も、そうした世人の動きを伝えるものだろう。

一御老中若年寄御退出ハ夕七ツ時（午後四時）之定ニテ少前也、山城守殿退出之節被切たるに当日に早束（速）江戸中武家町家共ニ普く知れたる事怪しむべし、

一山城殿被切たる由を聞て武家町家共ニ甚悦事限な

し、近在る出る田舎の馬子等迄それどうくはやし合悦て馬を引行く、又佐野善左衛門を殊の外ほめ惜む事甚し是田沼をにくむのあまり成へし、諸人の心皆一同なり、

一善左衛門死骸を葬りし徳本寺、由緒もなき諸人毎日群集して佐野の墓に詣て拝礼する者幾千万人の数を志らす、善左衛門の屋敷上へあかりしるに、門の戸ひら（扉）へ佐野大明神と神に書て張付たるハ何者の志わさか、これは善左衛門を神ニ祝ひたる心か、是等も田沼をにくむ事の甚しきゆへならん哉、〔雑談〕「寛永以来刃傷記」のうち、国立公文書館内閣文庫）

死んで後、佐野善左衛門の評判は驚くほど高かった。それは、つぎの有様をみてもうなずけよう。

一善左衛門死骸願之通被下候間、親類る浅草本願寺中神田山徳本寺江致葬送、法名元良院釈以貞居士と申候、大勢参詣香爐（炉）を備へ見物人も夥敷有之由、其後は制候而人入不申候、寺社奉行る同心兩人ツ、徳本寺玄関江相詰候由、〔佐野田沼始末〕内閣文庫）

さて「柳営日記」天明四年四月三日の条は、つぎの

ように記録する。

三日

封廻状

新御番

蜷川相模守組

切腹

佐野善左衛門

辰二十八

右於評定所大屋遠江守曲刈甲斐守山川下総守立合遠
江守申渡之、檢使飛驒守罷越ス、

四月三日

佐野善左衛門

去月廿四日於殿中田沼山城守江手疵為負候、乱心と
いへとも山城守右手疵ニ而相果候、切腹被仰付者
也、(「柳營日次記」天明四年四月三日の条)

四月三日夕七ツ時(午後四時)、先述のごとく評定所
にて大目付大屋明薫、町奉行曲刈景漸、目付山川貞幹が
立合い、大屋から申渡しがあつた。申渡しが済むと、檢
使として山川下総守が牢屋敷へ罷り越し、善左衛門の切
腹を見届けることになる。切腹場所は揚り座敷の前庭に
しつらえられ、酉ノ刻(午後六時)過ぎに執行された。
「承伝之覚」(「佐野田沼始末」のうち、内閣文庫)に

は、政言の切腹の模様について克明に伝えているので、
次節との関係で引用しよう。

一善左衛門切腹之節、介錯人高木伊助疊へ手を突、私
御介錯仕候段善左衛門へ申候へハ御世話之旨伊助へ
挨拶有之、添介錯式人事も疊へ手を突罷在、用事承
候有之由、伊助善左衛門へ御支度宜候哉と相尋候
節、善左衛門ゆるくと肩衣を取かけ思ふ様に腹を
出候節、伊助申候は御着座御様子切腹之御勝手ニ惡
敷旨申候は、善左衛門両足を開き居直り申候由、

但是は切腹之為ニは無之、介錯致候ニ勝手あしく
候間居直させ候由、且又介錯人へ盃事有之筈ニ候
処、いつ之比る相止候哉と善左衛門相尋候由、善
左衛門居直り刃物くと呼候節、三方持腹切刀持
出候而漸手之届く位に置候由、善左衛門両手を指
出、三方へ手を指出三方へ手を掛候節致介錯候
由、咽皮をかけ首打候而首前方へ下候節、左之手
ニ而髪を取引上ケ、前より首か支檢使江横顔見セ
候節、檢使山川下総守被見届候段御徒目付高声ニ
呼び候由、其節直ニ薙を掛ケ申候、夫る檢使外江
挨拶等無之、家来呼入、直ニ評定所へ参候由、
一切腹相済檢使評定所江立帰り、大目付町奉行檢使一

同ニ御用番周防守殿江御届ニ罷越、此節周防守殿直
々御逢被成、御聞届有之、(「佐野日記」寛永以来
又傷記)のうち)

また佐野政言の相番筑山伊右衛門・山下源左衛門を呼
び出して、佐野善左衛門が切腹を命じられたことを番頭
へ申達すべしと、申し渡された。

一善左衛門死骸、相番願之通勝手次第引取候様ニ筑山
伊右衛門・山下源左衛門右兩人江申渡ス、死骸ハ石
出帯刀方ル相渡シ候、善左衛門用人受取候、

一善左衛門二番町御厩谷之屋敷上り候、家財ハ頭より
伺之上、身寄之者へ被下方、家作共差上候様被仰渡
候、

(朱) 此屋敷家作共ニ被召上、後御小納戸松平
忠右エ門拝領ス、(同右)

切腹を命じられた政言の死骸は遺族に引渡され、佐野
家の用人が受取ったとあるが、これは後述のように誤伝
である。佐野家は、改易ニ家名断絶、拝領の家屋敷は召
上げられた。ただ關所ではないので、家財は遺族に引渡
されている。

二

本稿で紹介しようとするのは、佐野政言家代々の菩提
所である浄土真宗(大谷派)神田山徳本寺所蔵の佐野家
関係文書である。

白尾殿理住職の話によると、近年(一九八四年)佐野
政言家の名跡を継いでいた子孫筋の佐野政武氏がなくな
り、その遺族から佐野家に伝わる関係諸文書が徳本寺に
納められた。

しかし白尾氏も言うとおり、それらの史料は政言の
「遺書(辞世)」と伝えられる一点を除いて、本来は徳
本寺に伝存されるべき性格の文書であった。ということ
は、何時ごろか同寺より佐野家にこれらの文書が移管さ
れていたことになる。現住職の記憶では、先代の代に佐
野家に一括して戻したという話を聞いているが、それが
何時の時期であったかは不明である。ただ先代のとき
に、すでに関東大震災以前に徳本寺全焼の不幸があり、
その後、大震災と東京大空襲でも全焼した。そのため
同寺では過去帳など僅かしか古い記録は残存していない
状況である。したがって、この佐野家関係文書も大正初
年の徳本寺祝融以前に佐野氏の手へ渡ったはずだ、との

話であった。

以下、この点について若干の説明を加えてみたい。

もともと佐野善左衛門家は五兵衛政之（伝右衛門正長の次子）に始まり、代々伝右衛門または善左衛門を称した。政言は政之から数えて六代目になる。同家は藤原氏（秀郷流）、本国が三河、先祖正安が松平清康に仕えたのに始まって、代々松平―徳川氏に仕えた三河以来の譜代の家柄である（『寛永諸家系図伝』第八、佐野ハ藤原氏秀郷流）。また正長は千姫（徳川秀忠の長女）の家老を勤めた。本家の佐野政親は政言の刃傷事件当時、大坂町奉行在任中だった（のち寛政期に入り、田安家家老となる）。

佐野政言家の初代政之（秀忠の代に小姓組番士）のとき、徳本寺を菩提寺として以来、同寺が代々の墓所となった。この佐野家は代々番士で終始した。父伝右衛門政豊も大番・新番（西丸・本丸）番士を勤めて、安永二（一七七三）年に致仕する。

政言は同年八月に家を継ぎ（十七歳）、安永六年大番士、翌七年新番士に移った。十人姉弟の末子（一人息子）だった（『新訂寛政重修諸家譜』巻第八五〇、第十四、二十五―二十九頁）。長姉は春日佐太郎広端に嫁ぐ。

佐野家改易後、政言の両親は女婿の春日佐太郎家に身を寄せた。妻は村上肥前守義方（宮内卿清水重好の家老、免職。事件当時は死亡）の女で、妻の兄村上大学義礼は当時小普請、のち寛政期後半に「江戸」町奉行となった（同右、巻第二三五、第四、二五八―二五九頁）。

佐野家改易のとき家族は、父佐野伝右衛門（七十二歳）、母かよ（七十一歳）、妻いよ（二十四歳）、同居の叔父佐野主水（五十八歳）の他、家来二人（用人安田忠右衛門ハ六十二歳）、侍上田伝治ハ二十四歳）、下女二人、中間三人を召し抱えていた（『寛永以来刃傷記』）。余談になるが、俗説がいまなお世上に通用しているので、佐野家の家系について事件当時すでに誤解を指摘しているつぎの記事を紹介しておこう。

一善左衛門家は当時大坂町奉行佐野備後守家々五代以前分レ、元祖五兵衛と申其次善左衛門伝右衛門今伝右衛門今善左衛門ニ而候由、先祖代々三河ニ而広忠様御代御家江被召出候、此度世上ニ而善左衛門を佐野の源左衛門末孫之由申候得共跡方も無き事之由与五郎咄ニ而御座候、与五郎ハ備後守伯父也（割註、伝左衛門又従弟也、備後守宅地ニ居、カスミカセキ也）、（『佐野田沼始末』内閣文庫）

ところで、本稿をまとめるにあたり三田村鳶魚の「有職鎌倉山」を再検討したところ、すでに彼は前記徳本寺文書の一部を引用していた。『全集』の解説によると、「執筆には、佐野政徳から聞くところ多大であったらしい。佐野との連絡は、六月下旬から始まって、織るがごとき往返がくり返されている。」(『全集』第十八巻四一—四一三頁)とある。

そこで鳶魚の「日記」にあたって関係個所を検索したところ、つぎのような諸事実が確認された。つまり明治四十三年度の「日記」によると、「六月十三日(月) 政教社、図書館、此より佐野善左衛門の事を考究せんとす。」との記事に始まって、「六月二十一日(火) 徳本寺。／六月二十二日(水) へ発信 佐野政徳、佐野政富。六月二十七日(月) 政教社にて佐野政徳氏の書面を請取り、直に挨拶の状を出す。へ発信 佐野政徳。／六月三十日(木) 政教社より佐野政富氏の書面を請取る。へ発信 佐野政富。」との記事が散見する。以下、七月五日から十二日までに、佐野政徳氏から五・六・八・十一・十二日と手紙をうけとり、「七月十四日(木) 品川より発程、桑名に向ふ。／七月十五日(金) 桑名に着し、佐野政徳氏に会談す。名古屋に引返し……／七月十

八日(月) 政教社に至り、佐野政徳氏外二通の書状を請取る。へ着信 佐野政徳。」とあり、「七月二十三日(土) 有職鎌倉山成る、四十九枚。」と原稿の完成を記録してある。このあと、「八月三日(水) へ着信 佐野政富。八月十日(水) へ当信 佐野政徳。」と、鳶魚と佐野政徳・政富二氏との交渉を示す日記記事を最後に、鳶魚の日記から佐野氏関係の記事は消える。

上引の記事から、鳶魚はまず徳本寺に出向き佐野政武・政富兩人のことを聞き出して、すぐに連絡を取ったものとみえる。

ところで徳本寺過去帳(焼失分)の写しから、佐野政徳・政富・政武は現在佐野家につづく直系三代の系譜上の人物であったことが、白尾住職のその後の調べで解った。それはかつて三田村鳶魚が用いた史料が、とりもなおさず現在ふたたび徳本寺の有に帰した(つまり旧所有者の手に復帰)ということになる。したがって、徳本寺文書が旧所有者の手を離れて、佐野氏(おそらくそれは政徳の代であろう)に渡ったのは、遅くとも鳶魚が見た明治四十三年以前であることは確実である。ただ鳶魚引用の政言の過去帳の記事は、後引のものとニュアンスが若干ちがうので、佐野家の扣の写しではないかとおもわ

れる。

鳶魚は前記論稿の末尾で、寛政年中に幕府から徳本寺に沙汰があつて佐野の血属（政言は男一人で無子だった）を尋ねたが、寺では知らぬと答申したので、そのときには佐野家再興はなかった。「今日（明治四十三年）から五十余年の昔、松倉（板倉カ）周防守が老中の時、当代の佐野政徳氏をもって後嗣とはしたものの、食禄の儀はおつて沙汰に及ぶという辞令のまま、世の中が忙しくなつて、幕府も瓦壊した」（『全集』第十八巻二三四頁）と、鳶魚はその後の事情を伝えている。この佐野家再興のとき、徳本寺から当時佐野家の当主だった政徳に佐野家一件文書が手渡された、という可能性がきわめて強いだろう。政徳の先代は喜「右」衛門（名不詳）だが、佐野政言との血縁的系譜関係はどう幕末まで伝えられてきたかは不明である。佐野喜左衛門家は佐野政之の弟政房に始まる同族（『寛政重修諸家譜』巻第八五二）なので、政武はその子孫ではないかと思われる。

三

佐野政言の刃傷沙汰については紙数の関係で省略したので、以下の史料の紹介にあたりその背景につき必要程

度に解説しておく。

〔史料1〕事件直後、江戸城中での変事を巷間の噂で知った徳本寺では、檀家の一人が事件の人物だということで、捨てて置けず、まず同寺の役僧恵潮に命じて、様子を探索に行かせたところ、事実にはまがいと確認された。そこへ佐野家に代わつて、親類の春日佐太郎からも手紙が届いたが、刃傷に及んだ事情が判らないとのことであつた。春日左太郎は当時新番士で、政言と同役である（『寛政重修諸家譜』巻第一一〇六）。史料の日時は不明だが、記事の内容から、事件発生からあまり時間の経過していない時点（田沼意知の死去以前、つまり佐野政言の切腹以前）でまとめられた徳本寺の覚え書である。同事件に関する落首も別に同寺では記録していたようだが、これは現存しない。

〔史料2〕～〔史料7〕は佐野家から徳本寺あての書状である。以下、順次解説する。

〔史料2〕は、四月四日早朝に政言の父伝右衛門政豊から、徳本寺あての至急の知らせである。事件が当生すると、幕府は政言と同組の新番組頭松平権之丞を佐野家に遣わし、同家は宅番つまり幕府の監視下に置かれる旨達した。したがって閉門状態なので、当然ながら家族は

外部との交渉は遠慮中である。しかし徳本寺（当時の住職は十五世円尊頓朗）では代々の檀家であるので、住職みずから見舞いに赴いた。それは四月三日のことであったが、まだ政言への申渡し以前だった。そのあと切腹の申渡しがあり、遺族へ政言の遺体引取り、佐野家の処分について、「一蟠川相模守組并組頭御帳懸り之者善左衛門屋敷へ罷越、父伝右衛門へ相模守申渡」（寛永以来刃傷記）した。手紙はそれをうけて、徳本寺住職に政言の遺体貰い請けを依頼したものである。息子の切腹を知らされて、おそらく眠れぬ一夜を過ごしたまま、さすがに父親としての心の動揺を隠せない様子が、書体からうかがえる。

〔史料3〕は、政言の遺体が牢屋敷から徳本寺に送り届けられたので受け取った旨の、寺からの手紙があったのだろう。その返事として、遺体貰い請けの礼と葬儀の依頼である。とくに首と胴の繋ぎ合わせと湯灌を依頼し、衣類・大小（政言の刀は刃傷後取上げられて佐野家に引渡されたが、そのときの佩刀であろう）は佐野家から送り届ける旨申し送る。遺体を納める甕と棺について注文する文面のなかにも、伝右衛門の父親らしい細やかな心遣いが示されている。

〔史料4〕は、いよいよ葬儀執行にあたって、その支度についての申し送りである。甕のなかに詰める「まっこうけ」とは、「抹香華」（抹香と香華＝香花）ということでもあろうか。とくに「封物」を甕のなかへ一緒に入れてほしい、との依頼が注目される。これについて、三田村鳶魚は「隠居伝右衛門は、故人に関する大切な書類一切を封じて一緒に入りさせたから、今日に伝わっているものとはないのである。」（『三田村鳶魚全集』第十卷二一五頁）と断定している。しかしこれはいささか穿ちすぎの解釈ではなからうか。「封物」はおそらく「封じもの」であろう。「封」または「封じ」は、「とじこめる出入りをふせぐ」「神仏の通力で活動させないようにする」と解釈される（『日本国語大辞典』に拠る）。ここでは「切腹」という非業の死を遂げねばならなかった政言の靈魂にたいして、その成仏と安らかな眠りを祈る意味でも、その鎮魂のための「封物」を甕の中へ入れた、と理解した方が自然だろう。

近世の武家の墓には民間習俗のまじない封じがしばしば発掘されるとの鈴木公雄氏の教示は示唆的で、このまじないにも魔よけのまじないの意味が濃いと理解した方がよいと思われる。

また「随分深御埋可被下由善左衛門妻御頼申上候」と、若後家となった政言の妻の希望を申し述べると、父伝右衛門は精一杯のやさしさをみせている。深く埋める、というのはなにかいわれるがあるのか判然としないが、本格的に墓を作るまでの仮墓を荒らされないためのものでもあろうか。(なお、政言の墓は後年この刃傷事件の芝居公演に際し、出演の役者たちによって建てられたと伝えられているとの、白尾住職の話である。)

葬儀は四月五日に執行された。遺族(直接関係ある親族を含め)は謹慎中なので、誰も出席できなかったであろう。徳本寺の「過去帳」天明四甲辰年に、「四月三日／土(土葬)／元良院以貞／新番高五百石／番町厩谷／佐野善左衛門藤原政言(ツ子)つね)／廿八歳」とあり、当日の導師は住職円実が勤め、伴僧は円音、円尊の他に(下谷)長泉寺がおり、恵潮が役僧だった。なお佐野政言の読み方について、通常『寛政重修諸家譜』にもとづき「まさこと」と読まれているが、「過去帳」によると「まさつね」と読むのが正しいことになる(『大漢和辞典』の言の「名のり」には「つね」はない)。

〔史料5〕は、葬儀のあと、佐野家の用人安田忠右衛門から徳本寺納所にあてて、米二石を寺に納めるとい

ものである。

〔史料6〕は、政言の葬儀が済み気持の整理がついたところで、伝右衛門が得度したので、その得度にあたり剃刀の依頼である。本人は初め四月十一日を希望していたが、結局住職の都合で十三日に剃髪した。なお、徳本寺「過去帳」天明七丁未年に「五月廿七日／土(土)／現通院殿実林／行年七十五歳／俗名佐野伝右衛門藤原政豊、善左衛門政言之実父、政言死去之後天明甲辰四月十三日依望剃髪而号遊翁実林、政豊依望刻石以俗名而為佐野遊翁」とある。葬儀は円尊・円音が執行した。

〔史料7〕は、佐野政武家に伝わった政言の「遺書」と伝えられるものである。「遺書」としてもきわめて異様な文書である。半紙に鏡文字(左文字)で書かれた、つまり正常な文字をひっくりかえした裏文字の書き方である。揚り座敷入りした者は衣類・蒲団等の他、とくに夜着・蚊屋・枕などの差入れは許されたが、刃物・筆・墨などの牢内法度品の差入れはもとより許されず、したがって書信の発受も禁じられた(『日本近世行刑史稿』上、三九二頁)。しかしこれは建て前上だけで、入牢中、獄外へひそかに発信している例があるので、獄中の書であろうか。ただ政言自筆かどうか言い伝えだけで、他に

裏づけるものはない。

「辞世」はつぎのように認められている。

「こと人に阿らて御国の友とち(一字足らず)たたかひすつる身はるさきよし」

上の句は、他の人でない御国の友だちよ、という呼びかけだが、このままでは下の句につづかない。一字文字が足りない(補うとすれば「や」か「よ」であろうか)のが、なんとも解せない(和歌の字余りならあるが)。下の句は、闘いあるいは戦いを捨ててしまったこの身は、いまやさっぱりとして潔く清らかな気分であることよ、というくらいの意味になろう。

この「たたかひ」は、もちろん田沼意知刃傷を指すすれば、政言の行為はまさに計画された政治的暗殺事件だったということになろう。それこそ当時そういう噂のあったことを伝えるティチングの証言(イサーク・ティチング、沼田次郎訳『日本風俗図誌』一五六―一六三、二六七―二六八頁)の有力なうらづけになろう。ただ「辞世」として奇異にみえるのは、字足らずの和歌であるというだけでなく、なぜ鏡文字で書かねばならなかったのか、ということである。(本稿脱稿後、偶然ながら左利きの人は容易に左文字が書けるということを知った

が、あるいは佐野政言も左利きだとしたら、この謎は解けるかもしれない)。

なお、つぎの和歌は、世上、政言の「辞世」として知られるものである。

「辞世 卯の花の盛りもまたで死手の旅道しるべを
と山時鳥」

〔「菅中刃傷記」『新燕石十種』新版第四卷七五頁〕
また、多少表現がちがうが、つぎのものも伝えられている。

「○天明四年辰四月三日、佐野善左衛門殿辞世、
卯の花の盛を捨て死出の旅山時鳥道しるべせ
よ」

〔「茶町子随筆」『諸家随筆集』のうち『鼠璞十種』
新版、上巻一〇九頁〕

全体としては巻間に伝えられたこの「辞世」の方が、いかにも「辞世」らしい感じがする。「死出の旅」もさることながら、ほととぎすとは「蜀王の霊の化した鳥とか、冥土との間を往来する鳥とか、種々の伝説や口碑も多い」(『日本国語大辞典』第九卷九〇九頁) 鳥といわれ、あの世とこの世をむすぶ存在とされるだけに、「山時鳥」の語はいかにも辞世にふさわしい言葉ではある

う。

筆者はこれを長年彼のものと考えていたが、前節で詳記したように、政言の切腹の場では「辞世」を詠んだ形跡がない。案外これは時人が政言にかこつけた偽作かもしれない（句解については、伊東明弘氏の教示をえた）。

史料 1

「佐野善左衛門一件 覚書」（仮題）

天明四年甲辰三月廿四日

佐野善左衛門藤原政言廿八歳田沼山城守源意知ヲ切かけ候一件、殿中并落書等之儀別紙ニ有之候間略之、拙寺方筆記抜書相添入御覽ニ候、

一 三月廿四日卯暮時（二字抹消）往來之人殿中騒動之旨申由家來共承之、乍去（二字抹消）様子相不知、

一同廿五日辰朝五ツ時過出入者一向輩罷越、昨日殿中騒動之子細新御番之簾本衆田沼山城守殿ヲ令殺害候由物語ル、又老入出入之者罷越、昨日之始末新御番佐野善左衛門殿と云仁、田沼山城守殿ヲ切候旨専ら種々之風説之由、依之佐野善左衛門方江実否可承存、使僧惠潮指遣ス、尤彼宅江罷越候も如何ニ候間、近所ニ新見忠

佐野政言切腹余話

（右）衛門と申簾本衆有之候間、是ニ而得と可承旨申付遣ス、同日九ツ時過惠潮罷歸り、新見ニ而委曲承候所、昨日之騒動弥佐野善左衛門之由、併未夕様子も委敷不相知候間、御見舞御使僧は先御差扣、追而指越可然旨内意ニ付、惠潮佐野家門前罷通り見候得は門ハクヰリ迄閉、窓ふた致置候由、

一同月廿六日巳九ツ時、春日佐太郎善左衛門姉（婿欠カ）
（割註「高八百五拾石、四ツ谷新屋敷」）方々書札到來左之通、

以手紙啓上候、然は一昨日御旦方佐野善左衛門殿中ニ而田沼山城守殿へ為手負候ニ付、当日揚座敷江被遣候段、酒井石見守殿被仰渡候旨、昨日私義承知仕驚入奉存候、沙而善左衛門殿留守宅ニは御知せ申間敷候間、御知セ申上候、以上、

三月廿六日

春日佐太郎

徳本寺様

右之返事略之、

一 廿七日午春日佐太郎方江使僧惠潮指遣ス、右見舞口上并ニ具ニ可承旨申越之所、彼方ニ而も一向殿中之次第意趣之訳も曾而相不知旨ニ而惠潮歸寺、

史料 2

(表書)

「四月四日朝六ツ半時

徳本寺様

佐野伝右衛門」

昨日は御出忝奉存候、然は善左衛門義昨日切腹被仰付候、仍死骸之義一類共相願貫請候様ニとの事ニ御座候へ共一類共ハ差扣等ニ而一向相成不申候、何卒貴公御願被成御請取可被下候、死骸被下候様ニ奉願候段伝馬町牢屋敷ニ而詰合之与力中江御申達御願被成候様ニ仕度奉存候、尤昨夜中ノ今朝迄之内持人被召連御出可被下候、奉頼候、御貫請被下候ハ、跡之義ハ又従是可申上候、以上、

天明四辰年

四月四日

追而申上候、夜中今朝迄之内と申候事ニ御座候、以上、

史料 3

(表書)

「四月四日

徳本寺様

佐野伝右衛門」

御手紙致拝見候、然は今朝御願書御持参死骸御貫被遣

候処へ彼方ノ貴寺相送候由ニ御座候而無□(別カ)儀

御請取被成候由、誠御世話之段千万恭奉存候、家内宜様御礼等申上度由申□事ニ御座候、葬式之儀は御案内

申次第御執行可被下候由恭奉存候、

一 右死骸首をつき申候、湯くわん(灌)被成可被下候、

一 衣類上下之類此方取集次第遣可申(候欠カ)

一 かめ之内江入候大小も遣可申候、

一 入候瓶は一番かめニ被成可被下候、

一 棺も其元ニ而被仰付可被下候、龜末無之様□(ニカ)

一 式寸位之厚サ之板ニ而被仰付可被下候、時分柄故餘り

一 高直ニ無之様ニ宜様ニ奉存候、千万御聞合させ被仰付

一 可被下候、入用は後ニ而被仰聞可被下候、呉々龜末ニ

一 無之様ニ奉頼候、右之趣共可然様ニ奉頼候以上、

四月四日

史料 4

(表書)

「(四月五日)

徳本寺様

佐野伝右衛門」

以手紙申上候、弥御堅勝奉珍奇候、然は此間申上候善

左衛門葬送之仕度衣服あさきむく(浅黄無垢)一ツ、

拾のしめ(鬘斗目)一ツ、足袋鼻紙扇子遣申候、帯も遣申候、かめ之内江入候大小も遣候、

一かめ入候時ハまつかうけ候て御つめ可被下候、外ニ封物遣申候、内江入可被下候、かめ之内に敷物こしらへ申上候、

一先日御頼申候棺如何段々出来候哉承度奉存候、乍御世話能々奉頼候、出来次第葬送之御勤可被下候、随分深御埋可被下由善左衛門妻御頼申上候、葬送成候ハ、一寸為御知可被下候、以上、

四月五日

史料5

(表書)

「(四月五日)

徳本寺様

佐野伝右衛門内

御納所中様

安田忠右衛門」

(磨滅、一行判読不能)

奉珍奇候、然は米式斛被差上、是は善左衛門葬々(送

カ)返之御済料上申候之間御預り置可被下候、奉頼、以上、

佐野政言切腹余話

四月五日

史料6

(表書)

「四月十日

徳本寺様

佐野伝右衛門」

以手紙啓上仕候、弥御安躰ニ被成御座候哉承度奉存候、然は此間御使僧江申上候通私法躰仕度奉存候ニ付、明十一日御障無御座候ハ、御出可被下候、昨今之内右日限御聞合可申上御約束仕候ニ付申上候、弥御障ニ而御出不被下候ハ、何時比御出可被下候哉被仰聞可被下候、若明十一日御隙入ニ御座候ハ、十四日前之内御隙日被仰聞可被下候、且亦御弟子衆之内被遣相濟候事ニ御座候ハ、御弟子衆之内被遣被下候共御出被下候共何レに可然様ニ奉望候、遠方ニも御座候間御弟子衆ニ而相濟候事ニ御座候ハ、御弟子衆之内被遣可被下候、御太儀ニは可被成御座候得共御出被下候共何レニ思召次第無御遠慮被仰聞可被下候、奉頼上候、以上、

四月十日

尚々明日御隙入ニ御座候ハ、十二日十三日之内一日御究被成刻限等被仰聞可被下候、乍御六ヶ敷奉頼上候、以

上、

史料 7

〔遺書〕(佐野政武氏旧蔵)

「こと人に阿らて御国の友とち(や欠カ)

たたかひすつる身はるさきよし」

〔こと人にあらで御国の友どち(や)

たたかひすつる身はるさきよし〕

四

浄土真宗(大谷派) 神田山徳本寺(東京都台東区西浅草一―三―十一)は、もともと三河国碧海郡碧海莊青野中村の徳本寺に由来する。同寺は三河一向一揆で名高い三河本證寺末寺だったが、五世住職圓乗のとき、徳川氏の関東入国(天正十八―一六九〇年)に従った家康の老臣本多正信により、翌年江戸神田に招致された(これにより神田徳本寺と称する)。正信は有名な本願寺信者であり、徳本寺はその菩提寺であった。

圓乗は本多正信の後押しにより、家康の尽力を得て、隠居中だった本願寺教如の新寺院取立て(のちの大谷派「東本願寺」)に奔命した。その関係で、慶長八(一七〇

三)年に徳本寺は一時寺号を光瑞寺と改め、東本願寺江戸御坊を勤めた(ただし浅草本願寺の由来に関しては、異説があるという)。その後、御坊を分離したので、徳本寺に復し、かつ江戸城の拡張に伴い湯島明神下に移り、さらに本願寺とともに浅草に移った(以上は南溟寺洗心「神田徳本寺由緒秘録」(稻垣広運編『校註教如上人御伝記』所収、および解説による)。したがって近世には徳本寺は本願寺寺中にあつた(現在地は、浅草本願寺の向い側にある)。

徳本寺十五世住職圓実頓朗は同寺歴代住職中でも傑出した人物で、佐野政言の葬儀も圓実頓朗によって営まれた。

頓朗は、「浄土真宗」の宗名をめぐる東西両本願寺(本山)と浄土宗知恩院とのあいだで起きた宗名論訴において、本願寺史上、大きな役割りを演じた人物である(辻善之助『日本仏教史』第九卷近世篇之三、第十章第十一節一四〇―一四七一頁)。また頓朗は南蘋派(清人沈南蘋の画風)を江戸に伝えた江戸南蘋派の大家宋紫石(本名楠本雪溪)との交友が深かったことでも知られる(中島亮一「宋紫石の人と思想」、山川武「宋紫石の画業とその時代」参照、山川武・中島亮一編著『宋紫石

(楠本雪溪)『画集』所収)。そこで宋紫石の墓所は徳本寺に定められ、現在は佐野政言の墓と隣り合わせている。頼朗については、佐野政言の刃傷の関わり合いにおいてなお言及すべき点があるが、今は指摘するにとどめる。

(補記) 本稿は枚数超過により、原稿の大半をカットせざるをえなかったため、叙述のバランスがくずれたので、いずれ機会をみて全体の見直しを期したい。

貴重な史料の提供を快諾いただいた徳本寺住職白尾巖理師に感謝します。徳本寺文書については、同寺所蔵の読下し文を参考にしたが、引用にあたっては筆者の解読にもとづく。